

# 公明党要望項目一覧

## 令和3年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>①本県では高齢者接種ワクチンの7月末までの接種完了に向け、「県の協力があれば」との条件付で可能とする自治体もある。問題点を洗い出し7月末までに完了できるよう支援すること。</p>	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種については、市町村や医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体と連携し、協力を得ながら取組を進めており、高齢者向け接種については、7月末の接種完了を目指して各市町村において取組を加速化させているところである。</p> <p>県においても高齢者人口の多い鳥取市と米子市に県営臨時接種会場を設置し、高齢者向けのワクチン接種を実施することにより、両市のワクチン接種の支援を行うこととしている。</p> <p>また、ワクチン接種の促進を図るため、病院・診療所における個別接種の接種実績等に応じた財政支援について、6月補正予算での対応を検討している。</p> <p>今後も高齢者へのワクチン接種が7月末までに接種完了となるよう、市町村や関係団体と連携、協力して接種に向けた取組を進めていく。</p> <p>【5月臨時補正】県営新型コロナウイルスワクチン接種会場運営事業 30,000千円</p> <p>【6月補正】新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業 400,000千円</p>
<p>②接種体制整備に全力で取り組むこと。さらに高齢者接種後の本格的なワクチン接種も見据え、一層の接種体制の整備をおこなうこと。</p> <p>*医師・看護師などの確保において、市町村とよく連携をとり接種への協力を頂く為の支援策を講じること。</p> <p>*一般向けワクチン接種においても、歯科医師による接種が可能となるよう検討すること。</p>	<p>ワクチン接種については、市町村や医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体と連携し、協力を得ながら取組を進めており、接種医の確保については、歯科医師会の協力を得て、歯科医師による接種の実施に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>5月30日には歯科医師に対してワクチン接種に係る研修を実施し、100人以上の接種可能な歯科医師を確保したところであり、一般向けワクチン接種の場面においても活躍していただけるよう、今後も歯科医師会と連携を図っていく。</p>
<p>③アナフィラキシー・ショック等の副反応報道がなされているなか、ワクチン接種に不安を抱える県民も多い。また、ファイザー社のワクチンに加えモデルナ社やアストラゼネカ社のワクチンも薬事承認された。ワクチンの安全性等について、タイムリーで分かりやすい丁寧な情報発信に取り組むこと。</p>	<p>ワクチンの安全性や副反応等についての情報について、国から積極的に広報するよう求めており、県としても県政だよりや県のホームページ等を活用して周知・広報していく。</p> <p>また、医師会の協力のもと、住民に身近なかかりつけ医においても相談に応じていただくとともに、県が設置する専門の相談窓口による相談対応を実施していく。</p>
<p>④ワクチン接種は予約制であり急なキャンセルによって接種が行えず、ワクチンが余る場合も想定される。当日でも接種が可能な待機者リストを作るなどワクチンが無駄にならないような取組を市町村に依頼すること。</p>	<p>予約のキャンセルなどにより余剰となったワクチンについては、可能な限り無駄なく接種を行うよう市町村に対して機会をとらえて周知している。4市や岩美町、三朝町、琴浦町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町、日南町においては、待機者リストを作って対応しており、その他の町においてワクチンが余剰となった場合の接種対象者を予め決めておくなど、市町村においても様々な工夫を行っているところであり、県と市町村とで情報交換しながら対応していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤今後、高齢者の優先接種と基礎疾患を有する者への優先接種が並行して行われることが想定される。国から示されている「先行予約期間」の設定を適切に行い、この期間においては、障がい者等へのきめ細かな配慮を行い、速やかな予約につながるよう特段の取り組みを行うこと。</p>	<p>国から示されている「先行予約期間」の考え方等については市町村にも周知しており、各市町村において対応を検討されているところであるが、障がい者に対する接種においては、先行予約期間の設定も含めた柔軟な対応を検討していただくよう市町村に対して働きかけていく。</p>
<p>⑥ワクチン接種後の行動や生活の仕方などを丁寧にアナウンスすること。  *接種することによりどういうメリットがあるのか。  *接種後、注意しなければいけない点はなにか。例えば、抗体ができないこともあるなど。  *接種後でも守らなければいけないマナーはなにか。例えばマスク着用・三密防止は続けるなど。</p>	<p>市町村が住民に対して接種券を送付する際に、ワクチンの効果や副反応をはじめとした接種に当たっての注意事項を同封しているところであるが、県としても市町村と情報を共有し、必要に応じて情報発信を行っていく。</p>
<p>⑦高齢者接種が6月中に終わり、7月からは（基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者含む）一般向けワクチン接種開始を希望する自治体へ、ワクチンの配送計画を早急に明らかにするなど、政府へ申し入れをすること。現状のままでは具体的な準備や予約受付ができない。</p>	<p>これまでワクチンの供給量や供給スケジュールを早急に示すことについては、国に対して再三にわたり要請してきたところであるが、高齢者後のワクチンについても引き続き要請していく。</p>
<p>⑧高齢者の次に接種対象となる基礎疾患を有する者については、対象の可否の決定で混乱も予想される。市町村、医師会とともに、事前に検討準備をおこない、スムーズな予約と接種が行われるようにすること。例えば、治療を受けている医療機関に限り先行接種を可能にするなど。</p>	<p>基礎疾患を有する者については、市町村においても把握できない状況であるため、該当者はまずはかかりつけ医に相談していただくよう市町村から呼びかけてもらっているところであり、医師会の協力のもと、住民に身近なかかりつけ医において相談に応じていただくようお願いしている。  また、予診票には基礎疾患について記載する部分があるため、接種における予診の際に医師がチェックすることとなる。</p>
<p>⑨障がい者において、精神障がい者や知的障がい者については基礎疾患を有する者に含まれ、高齢者の次に接種をうけることになるが、身体障がい者については特に順位が上位に設定されていない。以下の点を取り組むこと。  *身体障がい者は、障がいのため感染予防をとりにくい方いることから、優先的順位で接種すること。  *外出が困難な障がい者へは訪問接種を実施すること。  *また、基礎疾患を有する者の次に接種される高齢者施設等の従事者と同じく、障がい者の介護職員にも同時期に接種すること。</p>	<p>ワクチンの接種順位については、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう全国知事会から国に対して要望しているところである。  また、国が示す接種順位が近日中に緩和され、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者にも接種を行うことができるようになる見込みであり、河野規制改革担当大臣も、高齢者への接種の見通しがついた自治体においては高齢者以外の者に独自に優先順位をつけて接種を行うことを容認する考えを示したとの報道もある。  そうした動きも踏まえ、感染対策上配慮が必要な身体障がい者の優先接種、障がいの特性に応じた訪問接種の活用、職員との同時接種など、柔軟な方法でワクチン接種を行うよう市町村に対して働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩変異株による低年齢者への感染発症例が報告されるようになってきており、園児と密着する機会が多い幼稚園・保育園職員へも先行して接種すること</p>	<p>ワクチンの接種順位については、地域の实情に応じて弾力的な対応ができるよう全国知事会から国に対して要望しているところである。</p> <p>なお、国が示す接種順位が近日中に緩和され、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者にも接種を行うことができるようになる見込みであり、そうした動きも踏まえ、市町村の判断で、必要に応じて幼稚園・保育園職員の先行接種を行うよう市町村に対して働きかけていく。</p>
<p>⑪先行予約期間における処遇として、9月に海外に留学する学生・生徒について、ワクチン接種が義務付けられていることから、留学するまでに2回の接種が実施できるよう配慮すること。</p>	<p>留学を希望する学生・生徒に対する接種については、高齢者の進み具合もみながら、対応について市町村ともよく話し合っていく。</p>
<p>⑫一般への接種では民間とも協力して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 職域での接種や大学での集団接種など広範な接種体制を検討すること。</li> <li>* 接種後に発熱などの副反応が出るケースもあり、接種翌日などに休暇を取れる環境の整備を進めること。</li> </ul>	<p>職域や大学等での集団接種の実施については、職場の環境整備等も含めて国において検討が行われているところであり、全国知事会から早急に方針を出すよう国に対して要望している。</p>
<p>◎観光振興</p> <p>コロナ禍において県内経済の一翼を担う観光産業はインバウンド・国内観光客のいずれも激減しており、旅館や観光関連産業等への一層の支援が求められる。</p> <p>1、アフターコロナを見据え、魅力ある観光地・鳥取を形成するため県内の観光資源をさらに磨き上げる取り組みを推進すること。</p>	<p>コロナ後において、国内外の観光客に本県にお越しいただくため、地域特有の魅力が感じられる観光素材の磨き上げや体験プログラムの開発、またそれらをつなげた長期滞在型観光メニューの造成や宿泊施設等受け入れ態勢の整備などを地元や観光事業者と協力して進めていく。</p>
<p>2、ビーチやリゾート、温泉街などの県内観光地でゆったりバカンスを楽しみながら働くワーケーションを推進すること。</p>	<p>ワーケーションは、平日や閑散期での宿泊需要の拡大や、滞在日数の増加などの効果が期待されており、宿泊事業者が行うワーケーション施設の整備に係る支援制度も活用しながら、宿泊事業者やDMO等と連携し、本県の豊かな自然等を生かしたワーケーションを引き続き推進していく。</p> <p>【5月臨時補正】宿泊事業者新型コロナ感染防止対策事業 300,000千円</p>
<p>3、鳥取うみなみロード等を活用したサイクリングツーリズムを推進すること。</p>	<p>鳥取うみなみロードをはじめとする県内サイクリングルートの整備や、サイクリスト支援体制の整備など、サイクルツーリズムの全県展開を推し進めているところであり、サイクリングイベントやSNSによる県内周遊の魅力発信、沿線のサイクルカフェ充実等により、県内サイクルツーリズムを推進していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>◎米子鬼太郎空港・鳥取砂丘コナン空港の国際化の推進            新型コロナウイルスの影響により米子鬼太郎空港に就航している米子・上海便、米子・香港便は運航再開が延期され、米子・ソウル便は非運航となっている。国際路線の運航再開・復活、台湾などとの国際チャーター便の誘致、新路線の開設に向け継続して取り組むこと。</p>	<p>コロナ禍においても、これまで築き上げてきた脈を絶やすことなく、オンライン等を活用した鳥取県の観光PR等、魅力発信につながる取組も継続して行っているところであるが、非運航・欠航中の米子ソウル便、米子香港便、米子上海便の定期便について、継続的に運航再開に向けて、航空会社や旅行会社等に働きかけを行っていくとともに、地方空港における国際線の運航再開に必要な水際対策にかかる検査体制整備について、国の責任において実施するよう、国に対して要望を続けていく。</p> <p>併せて、台湾などその他の国・地域の航空会社や旅行会社への働きかけにより、米子鬼太郎空港、鳥取砂丘コナン空港への国際チャーター便の誘致に取り組むとともに、チャーター便の実績を重ねることで、新規路線開設に向けて継続的に取り組んでいく。</p>
<p>◎鳥取砂丘西側整備について、鳥取市と良く連携をとって、スピード感をもって進めるよう協議すること。            西側整備構想策定から長期になっていること、鳥取砂丘未来会議より昨年4月に提言がなされていること、来年には西側ビジターセンターの建設が予定されていることなどを考慮し、精力的に事業を進めることが必要である。</p>	<p>鳥取市が実施している「鳥取砂丘西側エリアでの滞在観光施設の整備に関するサウンディング型市場調査」では、市営施設に加えて「こどもの国キャンプ場」を含めた一体的な運営や休憩憩舎及び西側ビジターセンターとの連携方策等について、民間事業者との対話を実施しており、県と市で連携して進めている。</p> <p>また、環境省が整備する西側ビジターセンターの建設に併せて、県では休憩舎の改修を予定しており、今年度、展示内容等の設計を行うこととしている。</p> <p>引き続き、鳥取砂丘西側エリア全体の整備について、鳥取市や環境省等と連携しながら取り組んでいく。</p>
<p>◎JR特急の停車駅に障がい者用トイレ（ユニバーサルトイレ）を設置すること。            改正バリアフリー法が4月1日に全面施行された。法では鉄道やバスの施設を管理する事業者などに対して、スロープやエレベーター、障がい者トイレの設置などを義務付けている。（身体障害者福祉協会より要望）</p>	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、1日平均利用者数3千人以上の鉄道駅又は、市町村が定める重点整備地区にある1日平均利用者数2千人以上3千人未満の鉄道駅に障がい者対応型トイレ等を整備するよう定められており、これに該当する4駅（鳥取駅、倉吉駅、米子駅、鳥取大学前駅）には、既に障がい者対応型トイレが設置されている。</p> <p>また、当該基本方針では、それ以外の鉄道駅については、高齢者、障がい者等の利用者等の実態等に鑑み、地域の実情に応じて可能な限り実施することとされており、県内の特急停車駅のうち5駅（岩美駅、智頭駅、郡家駅、根雨駅、生山駅）については、地元自治体等により駅併設施設や駅前施設に障がい者対応型トイレが整備されている。残りの一部未整備の駅についても、高齢者、障がい者等の利用等の実態など実情を勘案して整備の検討についてJRや地元自治体に申し入れを行っていく。</p>